

# 桂川運動公園管理運営要領

## (目的)

第1条 この要領は、国土交通省が管理する一級河川淀川水系桂川の河川区域内に京都府が設置する桂川運動公園の管理に必要な事項を定めることを目的とする。

## (運用)

第2条 桂川運動公園の運用取扱いについては、河川敷占用の趣旨に従い、公園として運営し、府民の利用に供するものとする。

## (利用)

第3条 公園の利用は原則として自由利用とするが、公園管理上必要と認められる場合については、労働政策室又は京都府が管理を委託する法人において利用調整を行うものとする。

## (公園施設の管理)

第4条 公園施設の総括的管理及び清掃、除草などの日常管理は、労働政策室又は京都府が管理を委託する法人が行う。